

福岡、昭 48 不 8、昭 49. 12. 16

命 令 書

申 立 人 戸畑タクシー労働組合

被申立人 戸畑タクシー株式会社

主 文

- 1 被申立人は、A₁、A₂およびA₃を昭和 48 年 2 月 1 日付をもって原職に復帰させ、同人等が本件解雇の日より復職の日までに受けるべきであった賃金相当額を支給しなければならない。
- 2 被申立人は、縦 1 メートル、横 2 メートルの白紙に下記の文面を記載し、被申立人会社の従業員の見やすい場所に、本命令交付の翌日から 10 日間掲示しなければならない。

記

昭和 48 年 1 月 31 月に貴組合の組合員A₁、同A₂およびA₃の 3 名を解雇したのは、同人等の組合活動等を理由とする不当労働行為であるとして、福岡県地方労働委員会から命令を受けましたので、会社は、右 3 名の者を原職に復帰させることとし、将来組合活動に対し支配介入しないことを表明します。

昭和 年 月 日

(年月日は掲示の日を記載すること)

戸畑タクシー株式会社

代表取締役 B₁

戸畑タクシー労働組合

執行委員長 A₄ 殿

3 申立人のその余の申立を棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人戸畑タクシー労働組合（以下「申立人組合」という。）は、昭和35年に戸畑タクシー株式会社に勤務する運転手で結成され、昭和47年10月21日全国自動車交通労働組合福岡地方連合会（以下「全自交福地連」という。）に加盟し、本件申立時における組合員は8名である。

(2) 被申立人戸畑タクシー株式会社（以下「被申立人会社」という。）は、肩書地において、タクシー業を営む会社で、昭和25年に設立され、本件申立時における乗務員は約47名で、代表者はB₂であったが、昭和49年2月27日にB₁に交替した。

(3) 申立外北九州ハイ、タク経営者協議会（以下「経協」という。）は、北九州市小倉北区三萩野に事務所を置き、労使問題に関する会員からの相談に乗ったり、会員からの委任に基づいて団体交渉に出席する等の活動を行っており、北九州市内に存在する約120社のタクシー会社のうち約60社が、これに加入しており、被申立人会社も会員である。

経協の事務局長であるC₁は、昭和39年乃至41年頃までは被申立人会社の委任を受けて団交に出席していたが、その後は被申立人会社の労使問題に関する相談に乗っていた。

2 本件発生に到るまでの労使関係

(1) 昭和45年8月、北九州市ではタクシーの運賃改訂が実施されたが、申立人組合は、運賃改訂後は現行の暫定賃金協定にプラスして支給するようにと団体交渉で主張したが、解決しなかったため、労働協約第56条に従って当委員会にあっせんを申請した。同あっせんで双方の主張はかみ合わず、被申立人会社は自主交渉を要望し、あっせんは打切られ、その後双方は団交を重ねたが解決しなかった。同年11月、当時A₅を執

行委員長とする執行部はリコールされ、A₄を執行委員長とする新執行部が誕生した。

昭和46年11月、年末一時金交渉の際、当時再び執行委員長に返り咲いていたA₅は、上記のリコールは被申立人会社が組合員に金を与えて行なわせたものであるとして抗議を行なった。同年12月、A₅執行部は辞職し、新執行委員長にA₆、同副執行委員長にA₄が就任した。

(2) 昭和47年2月、労使協議会において、被申立人会社は、申立人組合に対し、運行管理補助者（作業点検の確認、事故の応急措置および車輛の整理整頓等を業務とし、これに対し月額5千円の手当が支給される。）の設置を申入れた。申立人組合は、同年3月中旬の組合大会においてこれを承認したので、被申立人会社は、当時会社に勤務していた約80人の運転手の中から8人を同補助者にあてたところ、当時申立人組合の副執行委員長であったA₄は、組合活動と両立し難いという理由で、また、別の1人は、仕事の内容が性に合わぬという理由で辞退を申し出た。被申立人会社は、結局A₄ら2名を除いた6人を運行管理補助者に任命し、同年4月1日から実施した。ところがその後、申立人組合は、運行管理補助者の業務内容、特に、いわゆるチャージの報告義務は組合の方針に反するものであるとして、6人の運行管理補助者に対して、同補助者を辞職するように迫った結果、同6人は申立人組合を脱退するに至った。同年5月17日、申立人組合は、大会において運行管理補助者制、および平和条項を含む労働協約の破棄を決議し、同日被申立人会社にこれを通告した。

(3) 昭和47年6月5日、申立人組合を脱退した6人の運行管理補助者が中心となって、約35名で親和会が結成された。親和会は、被申立人会社に勤務し他の団体に所属していない穏健な思想を持った運転手であることを加入資格とし、平和的、民主的に労働条件の改善および会員の融和を図ることを目的とする企業内団体であった。親和会結成前においては、申立人組合は約58名の組合員を擁していたが、親和会結成後半減するに至った。

(4) 昭和47年5月から6月にかけて、被申立人会社においては13名の運転手が退職したが、当時執行委員長であったA₆は、労働協約および運行管理補助者制を破棄したこ

とに責任をとって、執行委員長を辞職し、申立人組合も脱退した直後、被申立人会社に対し退職の申し出を行なった。これに対し被申立人会社労務課長B₃は、A₆の自宅を訪問する等して退職を引留めたが、結局A₆は同年6月退職するに至った。またB₃労務課長は、会社の中が面白くないので会社を辞めるといつてきたC₂に対して、会社を辞めるのだけは思い留まって欲しいと慰留した。

昭和47年6月10日頃、申立人組合は、北九州ハイヤー・タクシー労働組合共闘会議を動員し、被申立人会社に対して申立組合員の自宅を廻ったりして組合切崩をするなど抗議を行なったが、これに対し被申立人会社は、「今後不当労働行為は行なわないし、親和会と申立人組合を差別しない。」という趣旨の確約書を提出した。

- (5) 昭和47年6月、被申立人会社と設立直後の親和会との間に、「昭和46年の固定給は据置き、歩合給は、足切り額(歩合給の起算基準額)が11万円で、これを超えたものの4割と実車1kmに付3円とし、この外に3千円の諸手当とする。」という内容の暫定賃金協定書が締結されたが、タクシー運賃改訂後歩合給の足切り額を調整することになっていた。

被申立人会社は、1万2千円の賃上げを要求していた申立人組合に対しても親和会と同一内容で妥結するように主張したが、申立人組合は、親睦団体である親和会と同一視するなど抗議を行ない、結局同年7月26日、被申立人会社と申立人組合との間に「昭和46年の固定給は据置き歩合給は足切り額が11万円で、これ超えたものの4割とし、この外に精勤手当1千円、無事故手当2千円、住宅手当1千円とする。」という内容の暫定賃金協定書が締結され、タクシー運賃改訂後の取扱について同協定書中に下記のように定められていた。

- ① 運賃改訂後の賃金協定は、運賃改訂後の3か月以内に協定する。なお、本格賃金協定に付ては、賃上げ額との関連でスライドすることに合意する。
- ② 運賃改訂後、本格賃金決定までの3か月間は、会社は一方的なスライドを行なわない。労使の合意により実施するものとする。
- ③ 前記①、②の期間は不変期間とする。

- ④ 運賃改訂実施の日より本賃金協定中、第4項精勤手当、第5項無事故手当、第6項住宅手当は廃止することに合意する。

昭和47年10月21日、申立人組合は全自交福地連に加盟した。

昭和47年12月11日、北九州市においてはタクシーの運賃改訂が実施され、被申立人会社においても昭和48年1月以降、親和会員は、「昭和46年の固定給は据置き、歩合給は足切り額が13万円で、これを超えたものの4割とし、この外に8千円の諸手当とする。」という内容で支給を受けている。他方、申立組合員は、上記2(5)の暫定賃金協定書の運賃改訂後の取扱に従って「精勤、無事故、住宅手当は廃止され、昭和46年の固定給は据置き、歩合給は足切り額が11万円で、これを超えたものの4割とする。」という内容で支給を受けている、

- (6) 申立人組合は、昭和47年11月21日の団体交渉において1人平均17万円の年末一時金を要求したのに対し、被申立人会社は、3万円の回答を行なった。同年12月13日の団交において、被申立人会社は、親和会と5万円で妥結し、同年12月15日に支給の予定であると言明し、申立人組合にも同額を呑むように主張した。さらに、被申立人会社は、同年12月15日の団交において、親和会員に5万2千円支給したので、申立人組合も同額で妥結するように主張した。同年12月29日の団交で、申立人組合は正月手当の増額もあわせて要求したが、被申立人会社は、上部団体である全自交福地連が団交に出席したので、今後の団交には会社も経協に団交を一任すると主張し、同年12月30日の団交においても妥結するに至らなかった。

申立人組合は、年末一時金、正月手当の大幅獲得および親睦団体に過ぎぬ親和会と労働組合を同一取扱いをする被申立人会社の態度に抗議する目的で、同年12月31日午前7時から申立人組合としては初めてのストライキを実施したが、全自交福地連副委員長C₃と経協事務局長C₁が折衝した結果、「親和会とは既に妥結した後なので極秘にするという条件で、正月手当に1千円以上の上積みを行なう。具体的金額については正月明けに折衝を行ない、被申立人会社が支給しない場合には経協の責任で支給する。」ということで合意に達し、同日午前10時58分、申立人組合はストライキを解

除した。しかし、2日後、C₁は1千円以上の上積みを約束したことが外部にもれたとしてその実施を拒否し、結局被申立人会社は、昭和48年1月10日頃、親和会員と同額の5万2千円を申立組合員に支給した。

3 申立組合員の脱退届および退職届提出の経緯

- (1) 昭和47年12月31日ストライキ収拾後、当時執行委員であったA₇は、B₃労務課長に暫定賃金協定の説明を求めた。同課長は、運賃改訂後3か月間は暫定賃金協定に従って支給するが、それ迄に本格賃金が決定されない場合には、運賃値上げに準じて足切り額を上げるか、歩合給率を下げるかして支給するという趣旨の説明をした。同課長の説明を傍で聞いていた経協のC₁は、「暫定賃金協定に従って会社が支給するのは違法ではないという趣旨の福岡西鉄タクシー仮処分決定と同一のケースであり、詳しく知りたいなら経協の事務所に来れば同決定書があるのでよく説明してやる。」という趣旨の発言を初対面であるA₇にした。

同日午後6時頃、A₄執行委員長は、入院中の新中原病院においてA₅書記長とストライキの成果について話していたところに当日のストライキに参加しなかったA₇が訪れて、「ストライキには反対である。また福岡西鉄タクシー労働組合が暫定賃金協定に関する仮処分で敗訴しているので、我々の暫定賃金協定の効力に疑問がある。また自分が会社へ入社する際の身元引受人の県議会議員から、組合活動を行うなら他社で行なうようにと注意されたので組合役員も辞める。」という趣旨の発言をした。

昭和48年1月2日、A₇は、経協の事務所にC₁を訪ねて同人から福岡西鉄タクシーの暫定賃金協定に関する決定について説明を受けた。

同年1月3日昼頃、A₇は、福岡西鉄タクシーの暫定賃金協定に関する仮処分決定書を携行してA₄執行委員長を訪ねた。A₇は、同決定書の出所について、当初は同人の身元引受人である県議会議員の秘書から借用したと言明していたが、途中で経協のC₁から借用したと言い換えて、同人は、「C₁が、福岡西鉄タクシーの仮処分決定で、福岡西鉄タクシー労働組合が敗訴しているが、福岡西鉄タクシーの暫定賃金協定書と我々のそれとは全く同じ内容であるので裁判をすれば我々の勝ち目はないと言って

いる。会社は、運賃改訂後3か月間は現行どおり支給すると言っているが、それ以降は運賃値上げ額との関連もなく一方的に足切り額を上げるか、歩合給率を下げるか、等のことを行なってくると思われるので我々の暫定賃金協定を何とかしなければならぬのではないか。」という趣旨の発言をした。この発言に対し、同委員長は、「勝つか、負けるかは両暫定賃金協定書を検討してみないとわからない。」と答えたところ、A₇は、「もし、この件で組合が裁判で負けた場合委員長としての責任をとるか、組合員が裁判に負けて借金を負った場合組合員の生活の面倒をみるか。」という趣旨の発言をした。

- (2) 昭和48年1月4日午後5時頃、A₇は、B₃労務課長から「戸畑タクシー株式会社従業員としての今後の身分に関する一切の権限をA₇に委任する。」という委任状の書式を作成してもらった。

この委任状を持って、A₇、当時申立人組合副執行委員長であったA₈および同組合員であったA₉の3名は、被申立人会社の営業車を使用して、当時13名の申立組合員中、A₈書記長を除いた組合員の自宅を訪ねたり、勤務中の組合員を呼び出す等して組合脱退勧奨を行なった。

このうちA₂、A₃、A₁申立組合員およびA₄執行委員長に対する脱退勧奨の経緯は下記のとおりである。

- ① 同日午後6時50分頃、A₇ら3名は、A₂の自宅を訪れ、同人を自宅の前の路上に駐車させた営業車の中に呼入れて、3名のうち主としてA₇が、

イ 「全自交は闘争至上主義的な組合であり、結局闘争資金は組合員の負担となるが、借金までして闘争することはない。A₄委員長を始め全組合員が脱退に傾いている。」

ロ 「経協のC₁が組合を明日中に脱退しないとブラックリストを廻して北九州市内では働けないようにすると言っている。脱退すれば今迄の組合大会やストライキに対する賃金カットの補償として、経協が、被申立人会社に立替えて一律5万円支給することになっている。組合にばれた時の用心のため一旦退職した形をと

るが、会社を辞めたい者については、C₁が就職をあっせんするし、会社で引続き働きたい者については、従来の勤続年数を継続して働けることになっている。この身分保障に関する覚書を明日、C₁がA₇に渡すことになっている。」

という趣旨の発言をし、上記委任状に署名押印させた。

- ② 同日午後8時頃、A₇ら3名は感冒のため被申立人会社を休んでいたA₁の自宅を訪れ、A₂に対して行なった同趣旨の発言をしたうえ、同じく委任状に署名押印させた。
- ③ 同日午後11時30分頃、A₇ら3名は、戸畑区浅生通りの路地で客待ちしていたA₃を呼び出し、同路地に停車させた車の中で、A₇ら3名は、A₂に対して行なった同趣旨の発言をし、また、「今晚中にC₁のところに委任状を持って行かないと明日から北九州市内では働けないようになるかもしれない。5万円は全自交脱退に対する補償金で脱退すれば返済しなければならない労働金庫の借金を会社が出してくれるもので貰えるものは貰っとけ。」という趣旨の発言をしたうえで、同じく委任状に署名押印させた。
- ④ 昭和48年1月5日午前零時頃、A₇ら3名は、A₄執行委員長を訪れ、A₂に対して行なった同趣旨の発言をし、また、「ストライキを決行したため組合員が動揺し、全自交は闘争至上主義であるので脱退したいと言っている。我々の暫定賃金協定も裁判すれば勝ち目がない。A₅書記長は我々と思いが異なっているので除外する考えであるが、A₄委員長も脱退した方がよいのではないか。」という趣旨の発言をした。
- (3) 昭和48年1月5日、経協のC₁およびB₃労務課長は、前日委任状に署名押印した者を被申立人会社応接室に呼び、A₇同席のうえで、組合脱退届、退職届および領収証を書くことを要請した。また、同日被申立人会社を欠勤した委任者については、A₇が自宅を廻って同様の要請をした。この結果、当時13名の申立組合員中、A₄執行委員長およびA₅書記長を除いた11名の組合員が、C₁らの要請したとおりの脱退届、退職届および領収証を書いて5万円受領した。

この 11 名のうち A₂、A₃および A₁の退職届等を提出した経緯は下記のとおりである。

- ① C₁および B₃労務課長は、同日午後 3 時頃出勤した A₂に対し、
イ 「一身上の都合により昭和 48 年 1 月 31 日で退職する。」という退職届および脱退届を見本のように書くこと、退職届は組合にばれた時の用心のため形式的に書いてもらうのであるから心配することはないこと、
ロ 過去の組合大会やストライキに対する賃金カットの補償として 5 万円支給するが、但し領収証には「解雇予告手当として受領する。」と書くこと、
を要請した。
- ② 同じように、C₁らは、同日午後 4 時 30 分頃出勤した A₃に対して、A₂に対して行なった同趣旨の要請を行ない、また、「組合にばれたら組合を切崩したことになるので絶対他の者に喋るな。」と発言した。その際 A₃は、会社を辞めたくない者は昭和 48 年 2 月 1 日以降も従来通り勤続年数を継続して他の従業員と身分上の差別を一切しないという趣旨の覚書を確認し、その覚書の署名人が単に C₁とされていたので C₁の肩書および被申立人会社を追記させたが、この覚書は A₇が受取った。
- ③ 同日午後 9 時頃、A₇は、A₁の自宅を訪れ、A₂に対して C₁らが行なった同趣旨の要請を A₁に行ない、また、「今日中に脱退届を提出しないと C₁が責任を持ってないと言っている。他の者も皆書いた。退職届は形式的なものであり、昭和 48 年 2 月 1 日以降も会社で働きたい者は従来の勤続年数を継続して働けるし、他社で働きたい者は就職をあっせんするという覚書を C₁からとっている。」という趣旨の発言をした。
- (4) 昭和 48 年 1 月 6 日、被申立人会社において、A₇は、A₂に昨日書いた脱退届の用紙は、会社の用紙であるので組合にばれたら困るので別の用紙に書き直すように指示した。この指示に従って A₂は別の用紙に書き直した。

同日、新中原病院の喫茶店において、A₇は、A₄執行委員長、A₅書記長、A₁および C₄全自交福地連書記次長に対して、経協の C₁と相談のうえ行動を行なったことを

認め、退職届は形式的なものであって、昭和48年2月1日以降も会社で勤務を希望する者については従来の勤続年数を継続して働けるようになっている旨言明し、これに関する覚書を申立人組合に渡すことを約束した。

この際同委員長らは、A₁に再加入するように説得した結果、同人は再加入した。

- (5) 昭和48年1月7日A₂はA₉に脱退届の提出を依頼し、A₃は、6名位一諸にA₄執行委員長に脱退届を提出したが、同委員長はその取扱を保留した。

その後同年1月中に、A₂およびA₃は申立人組合に再加入した。

- (6) 昭和48年1月12日頃、A₇、A₈、およびA₉の3名は、A₃宅を訪れて、「B₃労務課長から会社を辞めるのか、辞めないのか、その意思を確認するように言われてきた。課長は、辞めないのであれば、2月1日以降7日乃至10日間位自宅待機をしてもらうことになるかもしれないが、その間の賃金は保障し、水揚については1月31日迄に呼んで相談すると言っている。」という趣旨の発言をした。

同じく同日頃、A₇ら3名は、A₂に対しても、A₃に対して行なった同趣旨の去就の確認を求め、また、全自交にばれたという理由で同様の自宅待機を要請した。

A₇ら3名のこの確認に対して、A₃およびA₂は「辞めない。」旨返答したが、その後同年1月31日迄、B₃労務課長から何らの連絡を受けないまま勤務していた。

- (7) 昭和48年1月17日、申立人組合は、退職届提出者の同年2月1日以降の身分および被申立人会社の組合切崩し工作という内容の団体交渉を申入たのに対し、B₃労務課長は、当日は経協の都合が悪いという理由で延期の回答を行なった。

- (8) 昭和48年1月31日、A₂は、同人およびA₁の翌朝の勤務予定が示されている担当車札を確認した。

- (9) 昭和48年2月1日、被申立人会社は、A₂、A₃およびA₁の乗務を拒否したので、A₂ら3名およびA₄執行委員長は、従来の勤続年数を継続して乗務させるという約束で形式的な退職届を提出したのであるから、約束通り乗務させるようにB₃労務課長に申入たのに対し、同課長は、退職届は有効だとして、乗務を拒否し、「解雇理由は1人1人にあるが言えない。君達3人がすんなり辞めてくれれば万々歳だ。」という趣旨

の発言をした。

- (10) 昭和48年2月4日、A₇は身分保障に関する覚書をA₂ら3名に渡すと再約束した。しかし翌日、A₇は、「或人から覚書はA₇に与えたものであるから、A₂らに渡す必要はないと言われたので渡さない。」旨の発言をした。
- (11) 申立人組合は、昭和48年1月17日以降も再三団体交渉の開催を申入れたが、漸く同年2月7日に至って、経協のC₁を同席のうえ団体交渉が行なわれた。この団交において、申立人組合は、申立人組合の11名の退職届提出者のうち、8名は昭和48年1月31日迄に退職したが、A₂、A₃およびA₁3名を約束通り従来の勤続年数を継続して乗務させるように申入れたのに対し、被申立人会社は有効な退職届が提出されているとして、この申入れを拒否し、新たに履歴書を提出すれば再採用することも有り得ると回答した。

第2 判断および法律上の根拠

- 1 本件の申立にかかるA₁、A₂およびA₃の被申立人との身分関係につき、申立人は、これを被申立人による解雇であると主張するのに対し、被申立人は、右3名は自己の意思によって退職届を提出したもので合意による退職であって同人等の意思に反する解雇ではないと主張するので、まず、この点につき判断する。

A₁ら3名が被申立人に退職届を提出したのは、前示認定のように、A₇の熱心な勧誘と説明に動かされて、その説明が果して被申立人の真意に出たものであるかを被申立人に確かめることなく、A₇の言うとおりに信用し、その指示に従ったものであって、A₁らの自発的行動であったと認めうる証拠はない。

すなわち、A₇は、被申立人会社の労務課長から、従業員としての身分上の権限を委任する委任状の書式を教わり、これを持って各人を訪ねて組合脱退と退職届の提出を説得して廻ったのであるが、その説明においてA₇は、B₃課長やC₁事務局長の意向として、退職届は組合脱退の形式にすぎず、金5万円も退職金といった性質のものではなくてストライキの賃金カットの補償であり、引続き被申立人会社に働きたい者は引続き会社に残れると述べ、A₁らはこのA₇の説明を一応信じて行動したものであり、A₁らに被申立

人会社を退職するつもりはなかったと判断するのが相当である。もっともA₁ら3名が、A₇の説得と勧誘に動かされた背景には、当時同人等に多少気持の動揺があつて、場合によっては転職してもよいという考えが全然なかったとはいえず、そのため軽卒にA₇の説明に従つて、十分に被申立人会社に確かめもせず形式的なものと信じて退職届を提出したという事情も窺われるけれども、A₁ら3名が確定的に退職の意思を固めて退職届を出したと認むべき証拠はない。むしろA₁らは退職届の提出後も雇用の継続を期待していたことは、同人等が他の会社の就職あっせんを被申立人やC₁に依頼していないこと、申立人組合が、A₁らの退職届の提出から約10日頃たった時期に、被申立人会社に対し退職届提出者の身分関係について団体交渉を申し入れている事実からも窺われるところである。従つて、本件退職届の提出は、A₁らの退職の意思に出たものではなく、他方、被申立人会社のB₃課長は、A₇またはC₁を通じて前示のようなA₁らの退職届の提出の経緯を知っていたと認められる。

結局本件は、A₁ら3名の意思に反して被申立人がこれを解雇したものであつて、当事者間の合意による退職であるとの被申立人の主張は採用することはできない。

- 2 さらに進んで本件の解雇が不当労働行為に該当するかにつき判断するに、前記のようなA₁ら3名の退職届の提出は、当時組合の執行委員であつたA₇の勧誘と説得によるものであり、A₇はB₃課長や北九州ハイ・タク経営者協議会事務局長のC₁から委任状の書式や組合員説得の方法等につき教示をうけて行動している事実が認められる。そしてC₁はその職務上被申立人会社と労務管理上の問題について密接な接触を保っており、また、これまでに申立人組合との団体交渉にも被申立人会社の交渉要員として出席したこともあり、本件退職届の提出に関連してC₁がA₇と接触し、組合員の身分上の進退問題につきアドバイスを与えるについては、被申立人会社との間に意思の疎通があつたと判断される。けだしA₇がC₁と密接に接触を保ちながらその意をうけて行動したのは、C₁と被申立人会社との特別のつながりを考慮し、C₁の意向や判断は被申立人のそれに反するものではありえないと考えたからであつて、A₇がC₁個人の意向等を求めたものとは到底考えられない。そしてまた、A₇がC₁の指示やアドバイスに従つて、A₁らに組合

脱退を勧誘し、その手段として退職届を出し5万円を受取るよう説得するに当って殊更にA₇がC₁の発言を引用してこれを強調したのは、A₇が被申立人の意を迎えて行動していることを相手方に信じさせる効果も存したのであり、A₁らがこれを信じて行動したのも、一概に軽卒とのみいえない面もあったといわざるをえない。このような状況のもとで被申立人会社は、A₁らの退職届の提出が退職の真意に出たものでないことを知りながら、あえてこれを受理してこれを通常の退職届として処理し、もって申立人組合の組合員を解雇したものである。A₁らには特に解雇しなければならない合理的事由は認められず、また、被申立人会社は以前から自発的に退職を申出た従業員には退職を思い止まって会社に残ってくれるよう説得するのが通例であったにもかかわらず、本件の場合には、A₁らに翻意を求めるところか、その真意を確かめることなく即座に退職の手続をとって解雇したのは、きわめて異例のことといわねばならない。また、A₇がA₁ら組合員に組合脱退と退職届の提出を働きかけたのは、申立人組合がストライキを行なった直後の1月3日から数日の間に集中しており、退職届の提出と5万円の支給の際にはA₇のほか、北九州ハイ・タク経協のC₁、被申立人会社労務課長B₃が立ち合っているのも、通常の退職の事例と著しく異なっている。結局本件は、組合内部の対立的空気を奇貨として、被申立人会社がA₇の行動を利用して組合の弱体化をはかり、A₁らに真意によらない退職届を提出させ、これを逆用して同人等を解雇したものということができる。

以上を総合すれば、本件解雇は、被申立人会社がA₁ら3名の組合活動を嫌悪し、かつ申立人組合を弱体化し被申立人会社からこれを排除する目的をもってこれを解雇したものであり、その行為は労働組合法第7条第1号および第3号に違反する不当労働行為である。そして、これに対する救済としては申立にかかるA₁ら3名の原職復帰と賃金相当額の支給および掲示文を命ずることで足りると判断する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和49年12月16日

福岡県地方労働委員会

会長 副 島 次 郎